

令和7年度第3回北名古屋市下水道事業審議会 会議録

1 部長あいさつ

2 議題

(1) 前回質問事項への回答

【資料1 質問事項への回答】説明

<副会長>

1点目は近隣との比較という事になります。2点目は、2か月で20m³まで使っている方の排水量と、右側がそれに合わせてお支払いいただいている料金の割合になりますが、21m³以上の方々は、実際の割合よりも少し多く負担していただいている、特に大口になればなるほど倍以上になっている。20m³までの方は48%の水を排水しているが、実際の料金を負担しているのは23%ということで、実際の排水量と比べると、割合で比べると半分以下の負担になっているという分析が事務局から出された。これが現状という事なので、ここら辺を踏まえて今日は議論をすすめていくことになろうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今日まだ議論を進めていく中で何かあれば後ほどご意見いただければと思います。

(2) 使用料改定の方針（前回の振り返り）

【資料2-1 使用料体系の設定 §1 使用料改定の方針（前回の振り返り）】説明

<副会長>

こちらは、期間と全体として約30%の料金に関して改定が必要という、前回の議論の振り返りになります。ご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、前回の振り返りという事で、特に4ページと5ページをベースに、今日はどういう形で具体的な料金体系を考えていくかっていう議論になろうかと思えます。

(3) 使用料体系の設定

【資料2-1 使用料体系の設定 §2 使用料体系の設定】説明

<A委員>

設定の仕方について、料金が上がるのは仕方がないと思うのですが、5ページで、当初

下水道使用料を設定したときには、償還利息が無いので少なかったと思うが、基準外繰入はいつごろから始まったのか。

<事務局>

企業会計に移行したのが令和2年度ですが、令和2年度からずっと続いています。

<A委員>

それまでは、市の事業だったということ。

5ページにある、30%アップというのがとても気になって、水道と違って、下水は引いてあるところとそうでないところがあるので、それは仕方がないのかと思うが、受益者が負担するっていうのが原則だと思うが、いきなり30%はキツイような気がする。

現行の23.7億円の使用料と基準外の7.5億円で31.2億円を回収するには、CASE A、CASE B、CASE Cという形が出ているが、31.2億円ではなくて、29億円くらいとかにすると、もう少しアップ率が下がるのではないかなと思うが。

最終的に償還利息、償還利息は今後どんどん、借りていけば増えていく、金利もおそらく上がってくるはずなので、追っかけっこにはなると思うが、もう少しアップ率を下げた計算も必要かなと思って質問させていただいた。上げるのは仕方がない。一気にここまで行っちゃうのか、もう少し段階的に5年じゃなくて3年を見てとか、31.2億円を減らせば、CASE A、CASE B、CASE Cの基本使用料が1,500円とか1,800円とか、2,000円というのが挙がっているんで、ちょっとその辺が市民の理解を得られるのか、そういう人がどれだけいるのか、今度接続するのに、こんなにかかるのかという、それなら接続を控えておこうかという方が見えると、矛盾感になっちゃうので、ちょっとその辺もう少し、上げるのは仕方がないが、ちょっとそこだけ審議の納得感を、課長が言う話だと、非常に難しいのかと思う。配賦の仕方は、31.2億円を29億円にすると、配賦の方も下がってくるだろうし、アップ率も少し減るかなと思うが、どうしてもここまでもっていきたいのか。安定にしようと思ったら、そこまでもっていかないと非常に難しいのかなとは思いますが。

<事務局>

確かに、改定率が30%というのは、大きいと事務局としても理解はしている。

今回の改定で一つ目標としているのが、基準外繰入金金の範囲までを下水道で賄うというところ、市民の皆様の納得感という話があったが、整備率が50%の北名古屋市にとって、半分の市民は整備がされていない人たち、その人たちの税金を下水道事業に投入するとこ

ろが基準外になるので、30%は苦しいという方も半分いるし、使っていないのに税金を投入されている方も半分要いるという事なので、やむを得ないと思う。

国の方からも、使用料単価の立米あたり150円というのは運営側の企業努力として持つていくよう言われているので、なんとか今回はここまでの改定をさせていただいて、ゆくゆくは、先ほど委員からお話があったように、これからは償還利息も上がっていくと思いますので、そこまでを何とか使用料で賄えるようにしていきたい。そうすると、最終目標値は立米あたり220円という目標になるので、まずは、そこに迫いつけるように第1回の改定で持つていけたらと思っているが、いろいろご検討いただけるといいと思います。

<B委員>

料金を見直しするという事で、今ご説明があったが、まず1点。今、近隣の市町、清須市は人口も北名古屋市とよく似ている市ということで比べると、資料1の質問事項への回答の1ページ、一番右の清須は40.9%という事で使用料収入が少ないが、北名古屋市は44.6%とどうしてこんなに違うのか。

あと、いきなり2か月の基本使用料が、現行1,200円から1,500円、1,800円、2,000円、2,000円というのは本当にすごく上がっているので、やはり基本使用料については、できる限り小さくして、使ってもらった水量に基づいて受益者負担で収入を得るという事で、基本使用料は、いきなり2,000円という市民の不満を招く。1,590円でも少し高いが、やはり使用料についてはできる限り抑えて、あとの不足分については、受益者負担、特にパターン2ですが60m³に限定して改定について、もう少し説明をお願いしたいが、広く浅く使ってもらうために公平的に持つてもらおうという事で、私は、基本使用料が一番安く、足りない分は使用される方の受益者負担という事でやっていくのが考えです。

それで今、A委員からもご質問ありますが、確かに物価高でいろんな経費が上がってきている。先般までは5年ごとに区切りをつけるという事で決定をしている訳ですが、お金を借りて利息を払っていかなければならない。これはいつ頃の算定で見込まれたかは分かりませんが、最近の流れなので、償還の利息のお金がすごく上がってくると思う。その辺もどういう風に考えて設定していくのか、本当に5年まで持つのか、あるいは、持たなければ3年というような話だけれども、やはり料金改定はなるべく長く改定してもらいたくないというのが基本だと思うので、十分この設定でやっていけるのかどうか含めてお願い

をしたい。以上です。

<事務局>

清須市が、料金設定のわりに経費回収率が少ないのはなぜかという質問は、清須市は整備率がまだ北名古屋市より進んでいないため、どうしても下水道事業の性質から、施設を作ろうと思うと大きな経費がかかるので、整備率がまだ少ない分、経費回収率が当市より少ない原因そこにあるかと思う。

次に、基本使用料をなるべく小さく、水量に基づき…というふうにした方が良いのではないかという事ですが、確かに3つの中で基本使用料が一番低く設定されているのはCASE Aになってきます。その中でパターン1, 2があって、60m³までのところになぜ限定するのかという質問もあったかと思うが、資料1の2ページの左側のグラフを見ていただくと、60m³までの利用区分で9割を占めているので、その影響の大きいところだけを改定して、60m³以上の方たちは改定しないのかという意見もあるかと思うが、グラフを見ていただくと、60m³以上区分で14%、この14%区分で、お金としては右のグラフの約30%の支払いをしていただいている、大口の方の負担していただいている率が、今の建付けだと少し高い。これを機会にそこを均すという意味で行くと、今回は60m³までのところに改定率を掛けて大口のところは据え置いて、均等を図るという事も言える。

ただ、60m³未満のところは一般家庭がとても多くて、大口は企業等が多いと思っているので、昨今の物価上昇等でももちろん企業も打撃を受けているが、生活している方々のところだけに改定率を充てるというのはどうなのか。今までの料金体系が大口の企業のところが負担が大きくなるように設定されているので、今もう既にそうなっているならば、全体的に改定率を掛けた方が公平じゃないかという考えもできるので、この辺りはどちらがというのはとても悩ましいが、その辺りも今日話し合っただけで決めていければと思います。

5年区切りの利息、今後もこれを見据えているのかという事ですが、今回の経費だとかの金額の算定するにあたり、物価上昇率は一応見て借入金のシミュレーション、利息のシミュレーションも見越したもので作成しているので、そこまでを見越した金額を設定しているので、大幅な乖離にはならない。もしそういうことがあれば、その都度直していけばいいと、その辺りは加味して作成している。

<B委員>

下水道事業に対して、利用者から不満とか今までに、今のご説明いただいた、たくさん使う会社などから北名古屋市は料金が高いとかの苦情や問い合わせがあったかどうか、な

ければ無いで結構です。そういうものがあれば、それも参考にして改定していくというのが良いと思うので、そういう苦情はありますか。

<事務局>

私が従事してからはそういった苦情はないが、前回の資料の、資料2の14ページでお示しさせていただいたように、近隣の市町と比べると、北名古屋市は若干低くなっている、よそと比べて北名古屋市は安いというイメージを持たれるのではないかと思います。

<B委員>

それなら、パターン1の均等に公平に、現行の料金体系から、皆さんに多く使おうが少なく使おうが平等に、今までの率を上げてやっていくべきだと思います。

<C委員>

資料2-1の13ページの参考のところに水量区分の世帯割合があったと思うが、今回の改定した料金体系でやると、資料1の2ページの右側のグラフがどういうふうになるのかということはどうなのか。20m³の区分が23%という事が是正されるのかどうか。

<事務局>

そちらの方が、グラフにはなっていないのですが資料2-2の各CASE案の金額がずらっと並んでいますが、一応円グラフとは同じような内容にはなっているので、見比べていただければと思います。

<副会長>

資料1の2ページの円グラフは基本使用料が入っていますね。それで、このA3の資料は、各パターンの基本料金が一番上にまとめて掲載されているので、単純に従量料金だけの使用料の合計額の割合では駄目ですよ。おそらくC委員の質問が48%排水している人たちが、これまでは23%の料金を負担していたものが何%になるのかという質問ですよ。おそらく23%よりは増えると思うのですが。

<C委員>

そもそもどれくらいまで持っていかなきゃいけないのでしょうかね。

<副会長>

理想論で言うと、このパーセンテージと同じ、理想論で行くと利用者負担原則。

<事務局>

全水量区分に同じ率を掛けたら、そんなに今と変わらないです。

<副会長>

でも、基本使用料の割合は変えているので、若干変わりますよね。25、6%くらいになるのではないかと。わかんないけど。想像だと。

この2ページの、この右側の20m³まで料金の負担が今は23%ですけど、検討しようとするCASE A-1からCASE C-2までは25%前後になるのではないかと。どうなのだろう。若干はパーセンテージ上がると思う。そうでないと、先ほど事務局の方で、少量の方々が負担が大きくて、大口の方の負担がこれまで大きかったものを、それを改善しますってことが出来ていないことになる。

今回のいずれのパターンも、現行の23%よりは増えるように私は思えるのですが。

<C委員>

そこを少し考慮してもらえると、という議論になるような気がしないでも…

<副会長>

ですので、3~4人家族で2か月の30m³というのは、CASE A-1からCASE C-2までもともと3,000円だったものは、もし3割増なら3,900円になるはずなんです。そう考えると、CASE Cは、3,900円を下回っているが、CASE A、Bは、高くなってはいるので23%より増える側に効果がある。で、一人暮らしのところだと、1,600円に1.3かけてやると約2,000円弱なので、どの区分でも30%を超えている話になる。

<事務局>

パターン1に関しては、微増くらいかもしれないです。パターン2を選んでもらえれば、60m³の人たちが、右側のグラフの緑色のところくらいまでは行くのかな。

<副会長>

もう一度整理すると、今日我々が議論しなくてはいけないのは、先ほどA委員が問題提起されましたけど、本当に31.2億円でいいのかというところ、それから、それを基本料金と従量料金の割合を、ここでいうところの、もともと1,200円のを1,590円にするのか、1,800円にするのか、2,000円とするのかという、基本料金をどの割合で市民の方に支えていただくのかという議論。それは理想論からすると、固定費は全部基本料で行くと、もっと本当は上がる話だが、というところだと思います。もう一つは、2か月間の水量区分に合わせて、それぞれの区分をどう上げていくのかで、パターン1は皆さん同じ率で上げましょう、パターン2は、資料1の2ページを見ると、

40 m³未満の方が量的に使っている量に対して、お金っていう意味から見ると割合が小さくなっているんで、そちらを改定しましょう。ただし、60 m³以上の方は、割合で行くと料金は倍以上負担してもらっているんで、60 m³以上は量のところは改定しないというのがパターン2、その基本料金と量の組み合わせで6つあるという事なので、それぞれもう一度31.2億円なのかどうなのか、基本料金どうなのか、各量の区分の上げるに対して大口を配慮するのか、皆一律にするのか、その3点の議論だと思いますので、いかがでしょうか。

<D委員>

やはり、基本料金についても、1,800円よりは1,590円で見えていただくという。また、B委員が言われたように大口の方たちにもある程度負担していただく、一律でというのがいいと。ただ、資料2-2の方の説明を少し頂けるといいのかなと思います。

<副会長>

事務局説明いただけますか？

<事務局>

—資料2-2の説明—

<副会長>

1点議論が抜けていました。基本料金を設けるかどうかです。要は、基本料金を設けるとなると、CASE Cになります。20 m³までは、基本水量という形で、基本料金に組み込んでとらえます。CASE AとCASE Bは、基本水量は設けなくて、1 m³から水量で検討するということなので、先ほど3点といいましたが、4点になります。CASE Cは、20 m³まではどれだけ使おうが2,000円です。だから、一人暮らしの10 m³の方も、2,000円です。現行の1,200円に20 m³までに400円掛けてやると、現行の20 m³使った人の料金が2,000円として、それを基本料金としようというのがCASE Cです。なので、考え方とすると、そもそも、31.2億円どうなのかということと、基本料金に対して、基本水量を考えるか考えないのかで、CASE A、BかまたはCASE Cかということ。じゃあ、そのうち、どの程度基本料金でカバーするのかということで、CASE AかCASE B。そのあと、大口に配慮して量の単価を考えるのか、皆一律に量は一定の割合で皆さん負担しましょうというところの料金区分ごとの単価の話として、4点あります。

<A委員>

追加で31.2億円がいいのかどうかで、前回の質問事項の1ページの使用料と基準外繰入、基準内繰入と書いてあるが、清須の基準外繰入が少ないのは解るが、江南や犬山、小牧と言うのは、整備率100%だと思うが、それで江南にしろ、犬山にしろ、基準外繰入が北名古屋市と比べて結構ある。先ほどの31.2億円が妥当かというのと、江南とか犬山は大きく改定しないと、でも国の立米あたり150円というのは、この市町はクリアしているのか。

<事務局>

していません。

<A委員>

もう少しいうと、繰入している経費も市の税金のため、下水道に繋いでいない人の税金も投入しているという形で、それ以外の部分を今回含んで料金改定したいというのもよくわかるが、ちょっとその辺が1億、2億削っちゃうと、もう少しバランスよくいかないかと思っています。この表を見ると、ほとんど江南、犬山、小牧なんかは特に基準外が入っているので、それだけ裕福だと思うが、水道と同じで全整備されているので、そこは一般市民に見てもらおうかなと思うが、北名古屋市は半分だから、その部分を0にしたという当局の気持ちはわからなくもないのだが。水道の改定も14%で、全世帯入っているからそれくらいで収まったが、ここは半分の方のために税金投入するというのがあるので、よく分かるけれども、その辺をちょっとどうにかならないか。

<事務局>

犬山に関しては令和8年4月に改定率25%予定していて、令和11年4月にもう一度25%の改定をしますっていうのを宣言している。江南市も第一段階として令和5年4月に料金改定していて、第2段階として令和9年4月にもう1回改定をする予定を経営戦略でしている。一宮は令和6年4月に改定されました。小牧は令和7年10月に35年ぶりに改定するという情報を得ております。この資料は令和5年度時点の表ですが、ここで基準外が多いところは、軒並み経営戦略で使用料改定を行っていくという事を言っているので、考えていることはどこの市町も同じかなと思います。

<A委員>

うちも、5年じゃなくて3年、3年で20%やれば40%まで上がるので、その間ちょっと納得感は出てくるかもしれないが、解消にはなってくると思うし、そうゆう手もある

し、今後物価が無茶苦茶上がって、国の方からも、市の方に7億円程度、物価対策費で来ているが、それだけ市民も困っているのに、来年になるとまた上がってくるはずなので、ちょうど改定がされる時に、またいろんな物価が上がってくると、下水道に接続するのをどうしようかなというような考えも出てくるので、上げなきゃいけないことは十分承知しているが、やり方として、そういう形で行くのか、いっぺんに上げちゃうのか、どちらでも多分、受益者の方以外の税金を投入するのは駄目だよという事で、使っている方でその部分を修繕とかなんかするという事はよく分かるので、そこをどうやって持っていくか。パターン1、パターン2の、A、B、Cいろいろ考えていただいているので、そこはそれでいけるのかなとは思いますが、31.2億円を29億円くらいとかにするともう少し基本料金とかの上昇率が20%くらいにならないかなと思いつつ、でも毎回こういう同じ話をすると、また2年先にやらなければならない。江南は2回、犬山でしたっけ？

<副会長>

犬山です。2年間で2回。しかも1.25ずつなので、結局1.56。56%アップですね。

国交省も、基準外は無くしていくようにということ。先ほど事務局から話がありましたが、国庫補助金の要件に、基準外繰入とか、料金単価150円というのは加味していくようには今後なってくると思います。実際は水道料金にはそういったものが、例えばどういう単価なのかっていう資本単価っているそういったものを基準要件に入れてきているので、私の方からのお願いは、他の市町のことに関しては、あくまで参考にしていただいて、あくまでもやはりこの北名古屋市の下水道経営がどうしっかりと安定的にできるのか、それを市民の方しっかりと支えていただけるような料金体系ってどうなんだろうかという視点で是非議論のほうを活発に行っていただければという事をお願いしたい。

<E委員>

今回初めて出席して、内容については事前に事務局から説明は聞いているので、大体把握はできているが、その時に最初に聞いて思ったのは、もう上げれば良いという事です。

そもそも一般会計から充当するというのは、本来の一般会計の使い方をしていない訳ではなくて、下水の事業として経営をやっていかなきゃいけないって、やはり一般会計もショートしちゃうっていうリスクもあるので、ちゃんと31.2億円というのは計算上出ている、ここは本当に早く回収、ペイしたいという考えになりました。

基本料金を上げる、上げ方は人それぞれ感覚が違うので、程度問題の話になるので、話

し合いは必要だとは思いますが、感覚的には将来子供のこととか物価高とか、北名古屋市の全体の生活のしやすさとかいうのを考えると、全体で一律上げて、BかCが私は、少し先を見越して1,800円としても、2,000円にすると固定費が安定的に、収入が入ってくるので、それはそれで、今までがマイナスだった分もあるのでその分は少し余裕を持たせる設計にしてもいいのではないかと。

<F委員>

私の前にもまだ下水は来ていないので、前からいろいろ市の方にも言っただけで、私が生きている間に下水が来てくれるのかなと思うようなイメージで、前も言っていたように小さいのにm³ごとに違っているのを少しは直す、その反面、すごくメリットみたいに側溝の掃除をしなくていいとか匂いがなくなったとか、そっちの方が大きいみたいで、そういうのもっともっとPRすると、もっと接続率も高くなる。基本的に下水道料金は、もったいないくらいで、飲み水から洗濯から全部水道からですよ。台湾に住んでいる時だと、お風呂用、洗濯用、生活用として3つくらいパターンが分かれていて、そんな中で贅沢に使っているなというイメージがある。その割には意外と安い。2か月に1回しか来ない、この料金になっているので、皆さんは理解してくださっていて、私もBでもCでも良いのかなと思っているが、これは賛否両論で、B-1のパターンだと一律に皆さんが負担すると、平均的なのかなと思います。

もう一つ、先ほども5年に1回だったが、5年は長いかなというイメージ。やはり3年くらいでやると落ち着くのかなと。5年は結構長くて、世帯も変わっていくと思うので、少し短くてもいいのかなというイメージはある。

<副会長>

今のお二人の意見に対して何か事務局からありますか。

<事務局>

基準外を無くすのは賛成と言ってくださったE委員の意見に関係するが、料金を上げていくと市民の方からのお叱り大丈夫かという意見もあったのですが、この審議会の内容はHPで公開している。多分、興味のある人は、基準外繰入金がこれだけ投入されているという事も目にしている。それが、下水道がまだ整備されていない方々だと、逆に、ここを見て、なぜ、下水を通していない自分達の税金を払わなければならないのかという質問を受けてしまう怖さもあり、こうやって経営戦略やHPで公開していく以上、なるべく早めに無くしたいというのが一つある。

5年のサイクルがどうなのかというところは、一応3～5年程度で考えていて、たまたま経営戦略の見直しが5年に一度なので、そこに合わせれば良いのではないかと思っているが、決して固定しているわけではなくて、この下水道審議会の方は今後も継続してやっていくので、その一年ごとに決算の数字など、経理の状況を見て、あまりにもかけ離れていくようなら、その時点で改定の方を考えるというのは、柔軟にやっていくシステムになっているので、この辺りは大丈夫かなと思います。

個人的な意見としては、60㎡以上の大口のところを増やさないと、今のバランスの悪さは是正されるんじゃないかと言っておいてなんですが、物価高については企業は製品に反映できるが、一般の方々はお給料に反映できるのかっていうと、正比例していなくて、物価だけ上がり賃金が中々上がってこないという状況があるので、やはり一律に掛けるパターン1の方が今の時点ではいいのではないか。そうした場合に60㎡の人と10㎡までの人の、差が一番少ないのがCASE B-1になります。Cになると、前半の20㎡までの分が60㎡使う方に影響してそこがすごく高くなっているという見方もしていただけると、自分の意見を絞れるかなと思います。

<B委員>

やはりこのCASE Cは駄目だと思う。広く平等にっていうところで、(20㎡は)プライム0だね。ここは今回上がらないという話になる。やはり料金改定するなら皆さんにみてもらうという事で、やはり、一部の方に料金改定するすると言っていても、あんまり上がらなかったよという話が出てくると、ちょっと説明に苦慮するという事もあるかと思うので、私は、Cは反対でございます。

今、5年と決めたのですが、本当に5年で、今後5年間持つかという事がある。

今後5年間料金改定はありませんよと、市民の方に案内をしていない。5年先までは絶対上げませんので今回は申し訳ないが料金を改定させてもらうという形になるのか、5年を伏せてなのか。そうすると市民からちょっとした何年まで金額を改定なるのかという質問があるかもしれないけど、5年はここだけの話ですか？

<副会長>

会長の意向の確認をしないといけないが、今回の5年間の経営の安定性を考えたら、今回こういう料金体系を答申します。ただし付帯意見として、「5年後にはしっかりともう一度この料金体系でこの先良いのかどうかをチェックすること」とすると、5年間はこの料金体系で行って、5年後にこういう委員会で経営状況とか将来を検討するっていうそうい

う付帯意見を出して答申するっていうやり方はあると思う。そうすると、一応5年間はこの料金改定で行くんだなというのは明確になります。

< B 委員 >

やはり5年いうのを出すと、一応5年先までは一応この料金見直していけるなど安心して人もいるし、やはり、結果的にそれを出した方がいいという賛成論者です。しっかり5年審議した内容について嘘偽りなく、5年先を見据えた形の審議をしてこのようにお願いをしたいという事で、本当のことは皆様にお知らせして賛同を得ることをした方がいいと思います。

< 事務局 >

非常に難しいところだとは思いますが、例えば3年後に景気が落ち着いて、使用料を戻した方がいいんじゃないかと、5年を待たずに3年目で変えたとして、じゃあ翌年またいきなり物価高になって、下げたはいいけどまた上げなきゃと、波の間隔が狭くなるのもあんまり良くないかな。とも思うが、経済バランスと離れたまま行くのも良くないというところで、第2回の審議会で、今回は5年間がいいんじゃないかと決めたと思う。

これが、令和8年度、令和9年度の審議会のところで、やはり5年間は長すぎるんじゃないかなとなれば、その時点の審議会でご意見をいただいて変えていくという事は可能ではあるので、その辺りを、どのくらいのペースがいいのか、合わせすぎて不安定になってもいけないし、かといって、あまりにもかけ離れてもいけないしということで、難しいとは思いますが、その都度の審議会ですういった話をして、変えるべきところは変えていけばいいのかなと考えている。

< A 委員 >

基本的に、基準外を減らすっていうのを基準に取るなら、1、2年たったら維持管理費はものすごく上がってくるはずだし、償還利息も上がってくるので、絶えず基準外は入ってくるはずだけど、基準外を0にするってことであれば、毎年のように見直さないとは難しい。5年間は値上げしないという事はあるので、要は、基準外繰入を0にしたいという事であれば、毎年維持管理費が上がるはずなので、工事を進めていくにも借入はしなければならないので、そうすると償還利息は絶対増えてくるはず。そうすると、使用料を31.2億円で改定するといった時に、すでに33億円かかるようになっているかもしれないし、今の基準で行くと大丈夫だと思うが、基準外を0にするってことであれば、余分に掛けるのか、2年に1回ずつ、基準外繰入が出そうだったらもう少し上げるってい

う事をしないと、どこを基準にもっていくか。使用料で償還利息まで賄いたいという希望があるけど、まずは基準外繰入を0にするという方針を立てれば、令和7年や8年の物価なんかで行くと、9年の時には絶対出てくると思う。若干の基準外1億か2億くらいは。これはイタチごっこなので仕方がないけど、基準はここを入れないよっていう基準であれば、見直しをきちんと1年ごとで検証して、2年分を余分に上げたりとかっていう形になってくるので、その辺だけをしっかり頭に入れて、基準外繰入を0にするってなると、9年度の想定物価で行くと、33億円くらいになると想定して、それでも9年、10年終わった辺りでは基準外入れなきゃいけない場合も出てくると思うが、その時は見直しを掛けなきゃいけないかとは思う。

あくまでも基準外繰入を0にするという方針を立てたなら、やはりそこで行ったような気もするし、今回31.2億円じゃなくて、33億円にした方が反対にいいのではないかと、9年度を目指して。そうすると5年間はある程度償還できるだけのけど、3年目にはひょっとすると基準外が出てくると思うが、そこしっかり頭に入れた方がいいと思う。

<副会長>

これはどう市民に伝えるかっていうところの質問だと思うんですけど、実際に上げれば上げるほど経営は安定するというのは自然なんですけど、じゃあそれだけの負担を市民のかたにお願いをするのかっていう話にもつながるので。

<B委員>

今、税金の投入は、どこまで固めてこういう計算が出ているのか、全部込みでやってるんですよ、物価高も考慮はしてやっている。

その分が入って計算されているから、今のところはこういう形で行くという。

<事務局>

もちろん、借り入れも増えるし、金利も上がるが、整備も変更して進めていく。年間20ha進めていくという計画を立てていくので、整備した所の使用料も加算されていくので、歳入の方も増えていく試算です。とすると、基準外は入れなくていいような計算上ではなるが、実際に20ha整備ですが、国庫補助金等があまりつかなかつたりすると、市の持ち出しで工事の方をやっていかなきゃいけないので、それを市単独でもやってくんだとなると、工事費の方で市の持ち出しが出てしまうので、そこを国庫補助金の見合いで整備面積を減らすと、また下水道を使える範囲が狭くなってしまうので、思うように使用料収入が伸びて行かないという事になると、そこでまた基準外が出てしまうというのはあ

りますが、一応スケールメリットは出てくるので、整備が進めば進むほど、経費回収率は上がってくるのかなとは思いますが。

<副会長>

今のA委員の質問に、私個人的な意見として補足すると、前回までの議論でももちろん基準外繰入というのはありますし、もう一つは積立金、内部留保をちゃんと確保するんだというのがあったと思うが、多少の増減は内部留保を取り崩したりとかしつつ、5年間は何とか持つよねっていうところは、前回まで議論したところだと思う。もう一つは経営努力をちゃんとやるという事と、こういう審議会や市民の方にちゃんと経営状況をちゃんとチェックしていただくような体制をしっかりと踏んでという、そういったものを付帯意見としてちゃんと書いた形でという形のところは、それは何分会長の意向を確認して出すとは思いますが、今日の皆さんの意見を踏まえると、そういったような意見をちゃんとつけて今回は議論をしているんだというところはまた、会長の方にしっかり事務局からお伝えいただければなと思います。

ですので、今の事務局の案で行くと、高く取りすぎない、でも最低限の経営の安定性を考えると、5年間で31億の料金回収を毎年していくというのが一つあるんだろうと、また、さまざまな状況の変化があるが、それは経営努力を踏まえて毎年チェックしつつ、経営を進めていくんだという事を一つ、各委員から意見としてあったのかと思う。

二つ目は、どこまで進むかですけど、先ほどの委員の意見だと、CASE Cの二人家族のパターンだと2,000円から2,000円が変わっていないので、これはちょっとどうなのかという意見があったので、基本的にはCASE Cの基本水量を設定してっていうところは、総合的には少しどうなのだろうかという意見が今日の委員の意見のような気がします。また、A、Bかというところと、パターン1かパターン2とですが、パターン1かパターン2に関しては、皆さんこれは大口であっても、一応、定率に皆さん相応の負担を考えた方がいいんじゃないか、「今回は」という枕詞はつくだろうけど、考え方はいろいろあると思いますので、定額もあれば、定率もあるという事で、なので、今回の料金の考え方では、皆さん同様に負担しましょうという事でパターン1の方がいいんじゃないかというのか委員の意見のように思います。なので、あとはCASE A-1にするのかCASE B-1にするのかっていうところを、あともう少し議論していただくのでいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

<B委員>

私はそれでいいと思います

<副会長>

CASE Bの方が、例えば、二世帯で多く使っているところは少し配慮されているのですよね。一応。ひと月ワンコイン程度で皆さんご支援をお願いしますっていうような形は、AもBもそういう形にはなると思う。ボリューム的に多いのは、2人家族のところと、3～4人家族の30～40㎡の間のところが、多分、北名古屋市で一番多いのじゃないかと想像するんですが、そうすると多くの方々は、ひと月ワンコイン何とかお願いしますと、そんな考え方に整理できるのではないかと思うが、いかかでしょうか。

<B委員>

これというのは、下水道料金、水道もそうですけど、2か月に一度だね、請求が。これは何か理由があるのか。通常は1か月ごとにガスも電気もなんだけど、水道、下水だけ2か月に1度の請求だけれども、定めがあるのかどうか。

<副会長>

決まりがあるわけではない。基本的には、検針員の人件費と、様々な料金回収の経費を考えたときに、毎月回収するよりは、2か月に1度の方がというところになっていたのが、水道、下水道両方なんです。

<B委員>

これは、他の市町もそうなのか。

<副会長>

今は、随分とクレジット払いとかいろんなものが普及して、かつスマートメーターみたいな話も出てきつつあるので、毎月検針でやろうっていうところも出てきつつあります。

クレジットにしても、クレジット会社の手数料もかかるので、そういったトータルの経費で一番かからないのが、2か月に1回検針して料金回収するのが、総合的にはそんなにかからないのであろうというところで、今、上下水道ではそうなっていると理解してもらえるといいかと。

ガスや電気に関しては、季節変動が大きいので、要は暖房をしっかりと使う月があるので、各月集めていくのが多いという。

<A委員>

水道は、偶数月と奇数月でエリアが違うので、検針員も回れる。

<副会長>

多くの市はそうしています。

広報の時には、一月だけ広報したら、一つのエリアだけにしか広報できななので、2月分広報しなければならないとか、そういう事があります。

<A委員>

水道料金の値上げをするときも、偶数月に値上げをするときにはそれでいいんだけど、二度目も周知をしなければならないので苦労すると聞いています。

<事務局>

今、AとBで悩んでいると思うが、最近の動向をみると非常に景気が不安定で、それを受けていろんな市町が料金改定に踏み込んできてるんですけど、そういったところを加味すると、基本使用料を多少でも上げて設定いただいて、経営の方を毎月定期で入ってくるところを、固めさせていただいて、経営の方も固めてといった時代を切り抜けていきたいと。

経営が安定すれば、使用者の方にも安定的なサービスを提供できるというところで還元していけると考えている。そういったところを踏まえて、事務局としてはB案がいいと思う。

決して基本使用料1,800円というのは、前回の資料で提示させていただいたとおり、近隣市町の平均を超えるものではないというところを、その辺りは踏まえておりますので、そう無茶な設定でもないとは思っています。

<F委員>

今まで安かったのが、急に値上がっているみたいなことを、今までの基準でもっていれば、皆さんのお話で、上がったからすごくなった訳ではなく、今までがお値打ちだったという事を入れれば、もっと理解が得やすいのではないかな。国の基準というのも入っていると思うので。

<A委員>

CASE Bでいいんじゃないか。安定するんだったら。

<C委員>

CASE B-1だと、20㎡のところも金額があがっているの、それぞれでいいのかなって気がします。

<副会長>

まあ、月400円弱なので。

あとは、CASE AとCASE Bの違いは、CASE Bの方が、従量のところでの50～60m³使うところへ少し配慮できるっていうのがCASE Bですよ。

そうしましたら、今日の皆さんの議論を踏まえて、あと会長への確認等が必要とは思いますが、我々委員の意見とすると、CASE B-1、5年間の経営をしっかりと安定させるという事、それから、基本料金は経営を考えて、過度な負担にならない程度をお願いをするっていう事で、1,800円という形、基本水量は設定しない。各料金の区分に関しては、皆さんそれぞれ同じ負担をしましょうという、ここでいうCASE B-1でいいんじゃないかというところで、この委員の皆さんの意見をまとめると、今日の会議ではなったというところで、どうでしょうか。

— 委員了承 —

ありがとうございます。

3 その他

<事務局>

- ・今後の答申（案）の作成について
- ・報酬の支払いについて
- ・次回開催日について

【閉会】